

令和 8 年度 司法書士試験 受験案内書 法 務 省

§ 1 受験資格等について

この試験は、司法書士法第 6 条の規定に基づいて行われるものであり、受験資格の制限はなく、誰でも受験することができます。

§ 2 受験申請受付期間

令和 8 年 5 月 7 日（木曜日）から 5 月 18 日（月曜日）まで

- 1 窓口で申請する場合は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除き、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの時間内に受け付けます（受験申請書類の窓口申請での提出先は、§ 6 の 3 参照。）。
- 2 郵送により申請する場合は、上記受付期間内に筆記試験を実施する法務局又は地方法務局（§ 4 の 1 参照）宛てに受験申請書類を提出してください（令和 8 年 5 月 18 日（月曜日）までの消印有効）。
- 3 令和 7 年度の司法書士試験の筆記試験合格者であって今回の筆記試験の免除を受けようとする受験者（以下「筆記試験免除申請者」といいます。）も、前記期間内に申請してください。

§ 3 試験日程

- | | |
|------------------|---|
| 1 筆記試験の期日 | 令和 8 年 7 月 5 日（日曜日） |
| 午前の部 | 着席時刻 午前 9 時 00 分
指定時刻 午前 9 時 15 分
試験時間 午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分まで |
| 午後の部 | 着席時刻 午後 0 時 30 分
指定時刻 午後 0 時 45 分
試験時間 午後 1 時 00 分から午後 4 時 00 分まで |

司法書士法施行規則第 6 条第 1 項の時刻として、午前の部については午前 9 時 15 分、午後の部については午後 0 時 45 分を指定します。

試験当日は、試験場において、試験に関する種々の注意、指示等がありますので、必ず、午前の部・午後の部とも、着席時刻までに、試験室内の所定の席に着席してください。

前記の指定時刻までに試験室に出頭していない場合は、受験することができません。また、出頭後も、指定時刻経過後は試験監督員の承認を受けることなく試験室の入退室をすることはできません。

公共交通機関においては、運休区間や、臨時運行区間が生じる可能性があります。あらかじめ交通情報を確認し、試験当日は、十分に時間に余裕をもって試験場に到着してください。

2 口述試験の期日 令和 8 年 10 月 13 日（火曜日）

集合時刻は、口述試験受験票に記載されます。

§ 4 試験を実施する法務局又は地方法務局

1 筆記試験

東京、横浜、さいたま、千葉、静岡、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、福岡、那覇、仙台、札幌、高松

2 口述試験

東京（注1）、大阪（注2）、名古屋、広島、福岡（注3）、仙台、札幌、高松

（注1）筆記試験を横浜、さいたま、千葉又は静岡で受験した場合の口述試験は東京で実施されます。

（注2）筆記試験を京都又は神戸で受験した場合の口述試験は大阪で実施されます。

（注3）筆記試験を那覇で受験した場合の口述試験は福岡で実施されます。

§5 試験結果発表等

1 筆記試験の結果発表等 令和8年10月1日（木曜日）午後4時

（1）法務局又は地方法務局での掲示

令和8年10月1日（木曜日）午後4時に、筆記試験を実施した法務局又は地方法務局において、当該法務局又は地方法務局で受験した筆記試験の合格者の受験番号を掲示します。

（2）法務省ホームページ（<https://www.moj.go.jp/>）への掲載

令和8年8月12日（水曜日）午後4時に、筆記試験問題並びに多肢択一式問題の正解及び基準点を掲載します。

令和8年10月1日（木曜日）午後4時に、筆記試験の合格者の受験番号を掲載します。

（3）受験者への通知

筆記試験の合格の通知は、口述試験を実施する法務局から、筆記試験の合格者に対し、口述試験受験票を発送して行います。

（4）次回の筆記試験の免除

今回の筆記試験に合格した者は、その申請により、次回（令和9年度）の司法書士試験の筆記試験が免除されます。

2 最終合格者の発表 令和8年11月5日（木曜日）午後4時

（1）法務局又は地方法務局での掲示

令和8年11月5日（木曜日）午後4時に、筆記試験を実施した法務局又は地方法務局（筆記試験免除者については、口述試験を実施した法務局）において、当該法務局又は地方法務局で受験した最終合格者の受験番号を掲示します。

（2）法務省ホームページ（<https://www.moj.go.jp/>）への掲載

令和8年11月5日（木曜日）午後4時に、最終合格者の受験番号を掲載します。

（3）官報への公告

令和8年11月27日（金曜日）の官報に、最終合格者の受験番号及び氏名を掲載します（氏名については、原則として、受験申請書に記入された氏名を掲載します。）。

§6 受験申請手続について

1 受験申請書等一式の交付

（1）受験申請書等一式の交付期間

令和8年4月1日（水曜日）から令和8年5月18日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（2）窓口で受験申請書等一式の交付を受ける場合

全国の法務局又は地方法務局の総務課で交付を受けることができます（午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

（3）郵送により受験申請書等一式の交付を請求する場合

法務局又は地方法務局宛てに（法務局及び地方法務局の所在地は §13 参照）、以下の点に注意して請求してください。

- ア 封筒の表に「司法書士請求」と朱書きしてください。
- イ 受験申請書等一式を郵送しますので、郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手（180 円）を貼った角形 2 号（A 4 判）の返送用封筒を同封してください。
- ウ 返送用封筒の記載事項等について確認させていただく場合がありますので、封筒の裏面等に御自身の連絡先を記載してください。
- エ 受験申請の受付期間は、令和 8 年 5 月 7 日（木曜日）から令和 8 年 5 月 18 日（月曜日）までです。郵便事情等により、受験申請書等一式の到着が受付期間外となっても受付期間は変更しませんので、十分に余裕をもって請求してください。

2 提出書類等

(1) 司法書士試験受験申請書(1)、同(2)、写真票及び筆記試験受験票

- (注 1) 氏名及び生年月日は、戸籍等に記載されているとおり正確に記入してください（受験申請書(2)裏面の「記入に当たっての注意事項」参照）。氏名については、過去の戸籍上の氏（旧姓）を記入することができます。また、外国籍の方については、住民票に記載されている通称名を記入することができます。
- (注 2) 筆記試験免除申請者は、筆記試験受験票への記入は不要です（筆記試験受験票（はがき）に郵便切手を貼らないでください）。
- (注 3) 受験申請書等の記載事項等に不備がある場合は、受理せずに提出書類を返却することもありますので、十分注意して記入してください。
- (注 4) 受験申請書等の記入に当たっての注意事項については、法務省ホームページ（<https://www.moj.go.jp/>）内の「司法書士試験・土地家屋調査士試験・簡裁訴訟代理等能力認定考査共通 よくあるお問合せ」にも掲載しておりますので、こちらも御覧ください。
【トップページ＞試験・資格・採用＞資格試験＞司法書士試験＞令和 8 年度司法書士試験＞よくあるお問合せ】

(2) 受験手数料8,000円（収入印紙で納付）

- (注 1) 収入印紙は、受験申請書（2）の所定の欄に貼り付けてください（現金、切手、登記印紙、証紙等は不可）。
- (注 2) 受験手数料は、受験しなかった場合でも返還されません。

(3) 写真

無帽（申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）かつ正面から上半身を写した背景のない写真（申請前 6 か月以内に撮影したもの。大きさ縦 4.5 cm、横 3.5 cm（パスポートサイズ）。カラー写真。）を写真票の所定の欄に完全に貼り付けてください。

受験時に眼鏡を使用する受験者は、必ず眼鏡を着用した写真を貼り付けてください。なお、写真が受験写真として不適当な場合には差替えをお願いすることがあります。

(4) 筆記試験免除申請者についてその資格を証する書面等（該当者のみ）

筆記試験免除申請者は、令和 7 年度口述試験受験票の原本とその写し 1 通を受験申請書に添付してください。なお、郵送により提出する場合は、郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手（書留料金を含む。）を貼った原本返送用の封筒を一緒に提出してください。

3 受験申請書類の提出先等

受験地として記載した筆記試験を実施する法務局又は地方法務局の総務課（筆記試験免除申請者にあつては、口述受験地として記載した法務局の総務課）に窓口申請又は郵送申請のいずれかの方法により提出してください。

なお、受験地は、申請者に都合の良い受験地を選ぶことができます。

(1) 窓口で申請する場合

窓口申請の方法により提出する場合（筆記試験免除申請者を除く。）は、筆記試験を実施しない地方法務局（横浜、さいたま、千葉、静岡、京都、神戸及び那覇以外の地方法務局）の総務課を通じて、当該地方法務局を管轄する受験地として記載した法務局の総務課に提出することもできます（（例）前橋地方法務局の総務課の窓口を通じて、東京法務局の総務課に提出することができます。）。この場合は、筆記試験受験票（はがき）に郵便番号、住所及び氏名を記載して、郵便切手（85円）を貼ってください。

(2) 郵送により申請する場合

郵送申請の方法により提出する場合は、封筒の表に「司法書士受験」と朱書きした上で、必ず書留郵便で送付してください。この場合は、筆記試験受験票（はがき）に郵便番号、住所及び氏名を記載して、郵便切手（85円）を貼ってください。

4 提出に当たっての注意事項

- (1) 受験申請書の受付後は、後記 § 9 の場合を除き、受験地の変更は認められません。
- (2) 受け付けた受験申請書は、返還しません。
- (3) **令和8年6月2日（火曜日）までに筆記試験受験票が到着しない場合**には、受験地として記載した法務局又は地方法務局の総務課に問い合わせてください。
- (4) 受験申請書の受付後に住所等の変更があった場合には、直ちに受験地として記載した法務局又は地方法務局の総務課にその旨を申し出てください。
- (5) **視覚障害、聴覚障害、肢体不自由等、身体の機能等に著しい障害等のある方が受験される場合、障害等の種類・程度により必要な範囲で措置を講ずることがあります。**

当該措置を受けるためには、受験申請受付期間中に、受験地として記載しようとする法務局又は地方法務局に、医師の診断書等を添えて特別措置の申出をする必要があります。

申出手続の詳細については、**当該法務局又は地方法務局の総務課**に問い合わせてください。

§ 7 筆記試験の内容等

1 筆記試験の内容

- (1) 憲法、民法、商法（会社法その他の商法分野に関する法令を含む。）及び刑法に関する知識
- (2) 不動産登記及び商業（法人）登記に関する知識（登記申請書の作成に関するものを含む。）
- (3) 供託並びに民事訴訟、民事執行及び民事保全に関する知識
- (4) その他司法書士法第3条第1項第1号から第5号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力

2 試験の時間割等

	着席時刻	指定時刻	試験時間	試験の内容
午前の部	午前 9 時00分	午前 9 時15分	午前 9 時30分から 午前11時30分まで	前記1(1)
午後の部	午後 0 時30分	午後 0 時45分	午後 1 時00分から 午後 4 時00分まで	前記 1 (2) から (4) まで

3 試験の方法、配点及び合格判定の方法

- (1) 午前の部の試験（前記 1 (1)）及び午後の部の試験のうち、前記 1 (3) 及び (4) については多肢択一式により、午後の部の試験のうち前記 1 (2) については多肢択一式及び記述式により、それぞれ実施します。
- (2) 午前の部の試験及び午後の部の試験の多肢択一式問題は、それぞれ 35 問で 105 点満点、午後の部の試験の記述式問題は、2 問で 140 点満点です。
- (3) 午前の部の試験の多肢択一式問題、午後の部の試験の多肢択一式問題又は午後の部の試験の記述式問題の各成績のいずれかがそれぞれ一定の基準点に達しない場合には、それだけで不合格とします。

- (4) **答案用紙に受験地、受験番号及び氏名を記載しなかった場合は、採点されません**（試験時間終了後、これらを記載することは、認められません。）。
- (5) 記述式用答案用紙の解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載がある場合、その者の記述式用答案用紙については、採点されません。

4 試験場

§ 4 の 1 において試験を実施する法務局又は地方法務局として記載した法務局又は地方法務局ごとに、それぞれの局が指定した場所（筆記試験受験票に記載されます。）で行います。指定された試験場以外の試験場では受験することができません。

5 携行品

- (1) 筆記試験受験票
- (2) 筆記具
- ・ B 又は H B の鉛筆
 - ・ 黒インクの万年筆又はボールペン（インクが消せるものは不可。）
 - ・ プラスチック製消しゴム

6 筆記試験当日の注意事項

- (1) 試験場における注意事項を厳守し、その他の事項については、試験監督員の指示に従ってください。注意事項、禁止事項及び試験監督員の指示に従わない場合には、不正受験となる場合があります。
- (2) 不正の手段によって試験を受けようとし、又は受けた場合は、その試験を受けることを禁止し、又は合格の決定を取り消すことがあります（司法書士法施行規則第 5 条（不正受験者））。
- (3) **午前の部・午後の部とも、着席時刻までに必ず着席してください。着席後に離席する場合には、必ず指定時刻までに出席してください（着席時刻、指定時刻については § 3 の 1 参照）。一旦、指定時刻までに試験室内の所定の席に着席したとしても、その後に試験室外に出て、指定時刻の時点で試験室内に在室していない場合には、受験をすることができず又は不正受験とみなされる場合があります。**
- (4) 前記 5（2）の筆記具以外のもの（定規、付箋、筆記具入れ、メモ用紙等）、六法全書その他の図書の使用は認められません。
- ただし、問題検討のため、問題用紙に限り、シャープペンシル、ラインマーカー、黒インク以外の万年筆若しくはボールペン又は色鉛筆の使用を認めます。
- (5) **多肢択一式用答案用紙への記載は、鉛筆（B 又は HB）に限りです。**それ以外の筆記具を使用した場合又は解答の記載に不備があった場合には、採点されません。
- (6) **記述式用答案用紙への記載は、万年筆又はボールペン（いずれも黒色のインクに限る。ただし、インクが消せるものは不可。）に限りです。**それ以外の筆記具（鉛筆又はシャープペンシル等）を使用した場合には、採点されません。
- (7) 試験室内では、携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の全ての電子機器類及び音響機器の使用はできません。あらかじめ電源を切り、必ず、かばんの中にしまってください（衣類等のポケットには絶対に入れないでください。）。

試験中に携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の通信機器の電源が入っていることが確認された場合には、不正受験となる場合があります。携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の通信機器は、電源が切れていても起動してアラーム等が作動する場合がありますので、アラーム等の設定をしている場合には、必ず解除してから電源を切ってください。

なお、試験開始前に携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の通信機器の電源切断確認作業を実施しますので、円滑な作業の実施に御協力をお願いします。

- (8) 試験室内では、耳栓を使用することはできません。
- (9) 試験時間中に、机の上に置くことができるものは、

① 受験票

② 時計又はストップウォッチ (計時機能のみのものに限り、アラーム等音の出る機能の使用は不可)

③ 筆記具

- ・ B又はHBの鉛筆
- ・ 黒インクの万年筆又はボールペン (インクが消せるものは不可。)
- ・ プラスチック製消しゴム
- ・ シャープペンシル、ラインマーカー、黒インク以外の万年筆若しくはボールペン又は色鉛筆 (問題検討のため、問題用紙に使用する場合に限る。)

④ キャップ付きペットボトル飲料 (1本のみ。後記(10)参照。)

⑤ 目薬及び点鼻薬 (外箱等から出した状態のものに限る。)

⑥ ハンカチ、タオル

⑦ ポケットティッシュ、ウエットティッシュ

⑧ マスク、フェイスシールド (透明で顔全体の表情等が試験監督員等から確認できるものに限る。試験開始時刻までに着用してください。)

⑨ 冷却シート (試験開始時刻までに着用してください。)

⑩ 携帯用手指消毒液 (アルコール除菌シートを含む。)

⑪ 手袋 (透明で音が出ないものに限る。試験開始時刻までに着用してください。)

⑫ 膝掛け

のみです。上記以外のもの (定規、付箋、筆記具入れ、メモ用紙等) は机上又は机の中には置かずに必ずかばんの中にしまってください。ただし、特別措置の申出 (§ 6 の 4 (5)) により、持ち込みが許可された物品を除きます。

なお、上記①から⑫までの物品についても、試験監督員が試験の公正な実施を妨げるおそれがあると判断した場合には使用を認めないことがあります。

(10) 試験時間中の飲食は原則禁止しますが (ガム、飴等も禁止)、水分補給のための飲料の持ち込みを認めます。持ち込める飲料は、キャップ付きのペットボトル飲料 (ペットボトルカバーは禁止) に限り (机上に置けるものは1本のみ)、**水筒、瓶、缶、紙パック等の持ち込みは認めません**。試験時間中に薬の服用を希望される場合には、受験申請受付期間中に、特別措置の申出を行ってください (§ 6 の 4 (5) 参照)。

なお、水滴等によって問題や答案用紙の汚損等が生じたとしても、交換には応じられませんので、十分注意してください。

(11) 受験者が試験時間終了前に答案用紙を提出して受験を終了すること (途中退席) は、認められません。

(12) 試験終了の合図があったときは、直ちに筆記具を置き、試験監督員の指示を待ってください。合図の後でも筆記具を手を持っている場合や試験監督員の指示に従わなかった場合には、不正受験となる場合があります。

(13) 試験時間中の体調不良、やむを得ずトイレに行く必要がある場合等には黙って手を挙げ、試験監督員の指示に従ってください。無断で席を立ったり、携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の不要物を携行した場合には不正受験となる場合があります。

(14) 試験場によっては、節電対策として、冷房の使用や照明の明るさが制限されるなどの措置が執られる可能性があります。また、試験室によっては、冷房の風が直接当たる場合がありますので、**服装には十分に注意してください**。

(15) 試験時間中に日常的な生活騒音等 (試験監督員の巡回による足音・監督業務上必要な打合せなど、机・椅子がきしむ音、航空機・自動車・風雨・空調の音など、周囲の受験者の咳・くしゃみ・鼻をすする音など、照明の点滅など) が発生した場合でも救済措置は行われません。

7 お知らせ

(1) 筆記試験の試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

なお、試験問題の内容についての照会には、一切応じません。

(2) 筆記試験について、記述式問題の出題の趣旨を後日公表します。

なお、公表した内容についての照会には、一切応じません。

(3) 筆記試験について、希望者に対して成績を通知します。成績通知を希望する場合は、筆記試験の試験場で配布する成績通知用の封筒に郵便番号、住所及び氏名を記載してください。筆記試験合格発表日の翌日に法務省から郵送します。記載した住所及び氏名に誤りがあることなどにより、成績通知が不着となった場合及び成績通知書を紛失等した場合の再通知並びに成績通知の希望の有無の変更には、一切応じません。

なお、試験の採点結果に関する照会には、一切応じません。

(4) 本案内書の掲載内容に変更が生じた場合には、法務省ホームページ (<https://www.moj.go.jp/>) で公表しますので、当該ホームページを御覧いただくか、受験地の法務局又は地方法務局に問い合わせてください。

§ 8 口述試験の内容等

1 口述試験の内容

§ 7 の 1 (2) 及び (4) に掲げる事項について行います。

2 試験場

口述試験を実施する法務局 (§ 4 の 2 参照) ごとに、それぞれの局が指定した場所 (口述試験受験票に記載されます。) で行います。指定された試験場以外の試験場では受験することができません。

3 携行品

口述試験受験票及び筆記具 (黒インクの万年筆又はボールペン)

なお、口述試験受験票は、筆記試験の結果発表後、口述試験を実施する法務局から本人に対して発送しますが、口述試験受験票が令和 8 年 10 月 8 日 (木曜日) までに到着しない場合には、当該法務局の総務課まで問い合わせてください。

4 口述試験当日の注意事項

試験場における注意事項を厳守し、その他の事項については、係員の指示に従ってください。注意事項、禁止事項及び係員の指示に従わない場合には、不正受験となる場合があります。

§ 9 災害が発生した場合等の対応

災害等に伴う主要な公共交通機関の運休により、受験地への移動が著しく困難となることが見込まれる場合には、受験者からの申出により受験地変更を認める取扱いとする場合があります。

この取扱いを実施する場合、申出は、筆記試験にあっては令和 8 年 7 月 3 日 (金曜日) まで、口述試験にあっては同年 10 月 9 日 (金曜日) まで受け付けます。

この取扱いの実施を含め、災害等が発生した場合における試験実施に関する情報については、法務省ホームページ (<https://www.moj.go.jp/>)、法務省 X (旧ツイッター) 及び法務省民事局 X を御覧ください。

§ 10 法令等の適用日

筆記試験及び口述試験の解答に当たり適用すべき法令等は、令和 8 年 4 月 1 日 (水曜日) 現在において施行されているもの (同日が施行日とされているものを含む。) とします。

§ 11 司法書士試験合格証書の交付

最終合格者には、司法書士試験合格証書を交付します。

※合格証書の氏名は、原則として、受験申請書に記入された氏名となります。

§ 12 個人情報の取扱い

受験申請及び試験により取得した個人情報は、関係法令の規定に従い、司法書士試験業務及び統計目的以外に利用することは、ありません。

§ 13 法務局及び地方法務局の所在地等

局 名	所 在 地	郵便番号	電話番号	管轄する 法務局
● 東京法務局	東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎	102-8225	(03)5213-1323	東京
水戸地方法務局	水戸市北見町1-1 水戸法務総合庁舎	310-0061	(029)227-9911	
宇都宮 〃	宇都宮市小幡2-1-11	320-8515	(028)623-0911	
前橋 〃	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎	371-8535	(027)221-4466	
甲府 〃	甲府市丸の内1-1-18 甲府地方合同庁舎	400-8520	(055)252-7151	
長野 〃	長野市大字長野旭町1108	380-0846	(026)235-6611	
新潟 〃	新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎	951-8504	(025)222-1561	
○ 横浜 〃	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	231-8411	(045)641-7461	
○ さいたま 〃	さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎	338-8513	(048)851-1000	
○ 千葉 〃	千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎	260-8518	(043)302-1311	
○ 静岡 〃	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	420-8650	(054)254-3555	
● 大阪法務局	大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎	540-8544	(06)6942-1486	大阪
奈良地方法務局	奈良市高畑町 552 奈良第二地方合同庁舎	630-8301	(0742)23-5534	
大津 〃	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	520-8516	(077)522-4671	
和歌山 〃	和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎	640-8552	(073)422-5131	
○ 京都 〃	京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197	602-8577	(075)231-0131	
○ 神戸 〃	神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎	650-0042	(078)392-1902	
● 名古屋法務局	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	460-8513	(052)952-8075	名古屋
津地方法務局	津市丸之内 26-8 津合同庁舎	514-8503	(059)228-4191	
岐阜 〃	岐阜市金竜町5-13	500-8729	(058)245-3181	
福井 〃	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	910-8504	(0776)22-5174	
金沢 〃	金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎	921-8505	(076)292-7813	
富山 〃	富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎	930-0856	(076)441-0550	
● 広島法務局	広島市中区上八丁堀6-30	730-8536	(082)228-5697	広島
山口地方法務局	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	753-8577	(083)922-2295	
岡山 〃	岡山市北区南方1-3-58	700-8616	(086)224-5656	
鳥取 〃	鳥取市東町2-302 鳥取第2地方合同庁舎	680-0011	(0857)22-2191	
松江 〃	松江市母衣町50 松江法務総合庁舎	690-0886	(0852)32-4200	
● 福岡法務局	福岡市中央区舞鶴3-5-25	810-8513	(092)721-9398	福岡
佐賀地方法務局	佐賀市城内2-10-20 佐賀合同庁舎	840-0041	(0952)26-2149	
長崎 〃	長崎市万才町8-16	850-8507	(095)826-8127	
大分 〃	大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎	870-8513	(097)532-3161	
熊本 〃	熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎	862-0971	(096)364-2146	
鹿児島 〃	鹿児島市山下町 13 番 10 号 鹿児島第3地方合同庁舎	892-8511	(099)219-2100	
宮崎 〃	宮崎市別府町1-1 宮崎法務総合庁舎	880-8513	(0985)22-5124	
○ 那覇 〃	那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	900-8544	(098)854-7951	
● 仙台法務局	仙台市青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎	980-8601	(022)225-5718	仙台
福島地方法務局	福島市霞町1-46 福島合同庁舎	960-8021	(024)534-1941	
山形 〃	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎	990-0041	(023)625-1321	
盛岡 〃	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	020-0045	(019)624-1141	
秋田 〃	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	010-0951	(018)862-6531	
青森 〃	青森市長島1-3-5 青森第2合同庁舎	030-8511	(017)776-6231	
● 札幌法務局	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	060-0808	(011)709-2311	札幌
函館地方法務局	函館市新川町 25-18 函館地方合同庁舎	040-8533	(0138)23-9516	
旭川 〃	旭川市宮前1条3-3-15 旭川合同庁舎	078-8502	(0166)38-1144	
釧路 〃	釧路市幸町 10-3	085-8522	(0154)31-5010	
● 高松法務局	高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	760-8508	(087)821-6191	高松
徳島地方法務局	徳島市徳島町2-17 徳島法務総合庁舎	770-0852	(088)622-4171	
高知 〃	高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎	780-8509	(088)822-3331	
松山 〃	松山市宮田町 188-6 松山地方合同庁舎	790-8505	(089)932-0888	

●印は筆記試験及び口述試験を実施する法務局

○印は筆記試験を実施する法務局

なお、この案内書の記載内容について不明な点がございましたら、上の表に掲げてある法務局又は地方法務局の総務課に問い合わせてください。

ただし、試験問題の内容及び試験の採点結果に関する照会には、一切応じません。